

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年十月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十一号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の

整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第十八条 期末手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日(以下「期末手当基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、人事委員会規則で定める日(以下「期末手当支給日」という。)に支給する。これらの期末手当基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第二十一条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2―6 (略)</p> <p>第十八条の二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職した職員</p> <p>三 期末手当基準日前一箇月以内又は期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に離職した職員(前二号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p>	<p>(期末手当) 第十八条 期末手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日(以下「期末手当基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、人事委員会規則で定める日(以下「期末手当支給日」という。)に支給する。これらの期末手当基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員(第二十一条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2―6 (略)</p> <p>第十八条の二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職した職員(同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)</p> <p>三 期末手当基準日前一箇月以内又は期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に離職した職員(前二号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p>

<p>(勤勉手当) 第十八条の四 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下「勤勉手当基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、勤勉手当基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、人事委員会規則で定める日（以下「勤勉手当支給日」という。）に支給する。これらの勤勉手当基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第二十一条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2―5 (略)</p> <p>(休職者の給与) 第二十一条 (略)</p> <p>2―6 (略)</p> <p>7 第二項ただし書又は第三項の規定の適用を受ける職員が、第二項ただし書又は第三項に規定する期間内で、期末手当基準日又は勤勉手当基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当及び勤勉手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>8 (略)</p>	<p>(勤勉手当) 第十八条の四 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下「勤勉手当基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、勤勉手当基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、人事委員会規則で定める日（以下「勤勉手当支給日」という。）に支給する。これらの勤勉手当基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（第二十一条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2―5 (略)</p> <p>(休職者の給与) 第二十一条 (略)</p> <p>2―6 (略)</p> <p>7 第二項ただし書又は第三項の規定の適用を受ける職員が、第二項ただし書又は第三項に規定する期間内で、期末手当基準日又は勤勉手当基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当及び勤勉手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>8 (略)</p>
---	---

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)
第二条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公庫等から復帰した職員等の在職期間の計算) 第八条 (略)</p> <p>2 一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）（退職手当の支給の基準（地方独立行政法人法第五十七条第二項に規定する基準をいう。）において、職員が任命権者の要請に応じ、引き続き当該一般地方独立行政法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに限る。以下「</p>	<p>(公庫等から復帰した職員等の在職期間の計算) 第八条 (略)</p> <p>2 一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第三項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）（退職手当の支給の基準（地方独立行政法人法第五十七条第二項に規定する基準をいう。）において、職員が任命権者の要請に応じ、引き続き当該一般地方独立行政法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに限る。以下「指定</p>

指定一般地方独立行政法人」という。)若しくは地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が任命権者の要請に応じ、引き続き当該地方公社に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに限る。以下「指定地方公社」という。)に使用される者(役員及び非常時勤務に服することを要しない者を除く。)(又は公庫等職員(以下「指定一般地方独立行政法人等職員」という。))が指定一般地方独立行政法人、指定地方公社又は公庫等の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となつた場合におけるその者の第七条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の指定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3-5 (略)

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)
第十二条 (略)

一 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

2・3 (略)

附則

1-24 (略)

25 令和四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第六項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは、「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中

「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」

一般地方独立行政法人」という。)若しくは地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が任命権者の要請に応じ、引き続き当該地方公社に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに限る。以下「指定地方公社」という。)に使用される者(役員及び非常時勤務に服することを要しない者を除く。)(又は公庫等職員(以下「指定一般地方独立行政法人等職員」という。))が指定一般地方独立行政法人、指定地方公社又は公庫等の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となつた場合におけるその者の第七条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の指定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3-5 (略)

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)
第十二条 (略)

一 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職(同法第十六條第一号に該当する場合を除く。)(又はこれに準ずる退職をした者

2・3 (略)

附則

1-24 (略)

25 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第六項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは、「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中

「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」

とあるのは

「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五條第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四條の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）」

とあるのは

「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五條第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四條の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）」

（特別職の退職手当に関する条例の一部改正）

第三條 特別職の退職手当に関する条例（昭和三十四年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（退職手当の支給制限等）</p> <p>第四條（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられたことによる失職、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第九條の二第八項の規定による失職（同法第十六條第一号に該当する場合を除く。）又はこれらに準ずる退職をした者</p> <p>2（略）</p> <p>一 特別職が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>二（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は</p>	<p>（退職手当の支給制限等）</p> <p>第四條（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられたことによる失職、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第九條の二第八項の規定による失職（同法第十六條第二号に該当する場合を除く。）又はこれらに準ずる退職をした者</p> <p>2（略）</p> <p>一 特別職が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>二（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は</p>

改正後	改正前		
<p>第十四条 (指定認定機関) 2 (略) 3 (略)</p>	<p>第十四条 (指定認定機関) 2 (略) 3 (略)</p>		
<p>行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、第八項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合</p> <p>三 (略) 6・7 (略) 8 (略)</p> <p>一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>二 (略) 9 (略) 10 (略)</p> <p>一 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>二 (略) 11-15 (略) 16 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後において第十項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>17 (略)</p>		<p>行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、第八項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合</p> <p>三 (略) 6・7 (略) 8 (略)</p> <p>一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>二 (略) 9 (略) 10 (略)</p> <p>一 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>二 (略) 11-15 (略) 16 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後において第十項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>17 (略)</p>	
<p>行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、第八項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合</p> <p>三 (略) 6・7 (略) 8 (略)</p> <p>一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>二 (略) 9 (略) 10 (略)</p> <p>一 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>二 (略) 11-15 (略) 16 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後において第十項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>17 (略)</p>			

（広島県立自然公園条例の一部改正）

第四条 広島県立自然公園条例（昭和三十四年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>一 未成年者</p> <p>二 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者</p> <p>三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられ、又は自然公園法、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）、この条例若しくは広島県自然環境保全条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>五・六 (略)</p> <p>4―6 (略)</p> <p>(指定認定機関に対する監督命令等)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 知事は、指定認定機関が第十四条第三項各号（第五号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 破産者で復権を得ないもの</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、又は自然公園法、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）、この条例若しくは広島県自然環境保全条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>四・五 (略)</p> <p>4―6 (略)</p> <p>(指定認定機関に対する監督命令等)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 知事は、指定認定機関が第十四条第三項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>
--	---

（広島県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第五條 広島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年広島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（年金管理者）</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>3―7 (略)</p>	<p>（年金管理者）</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 成年被後見人、被保佐人又は被補助人</p> <p>二 破産者であつて復権を得ないもの</p> <p>3―7 (略)</p>

（広島県土砂の適正処理に関する条例の一部改正）

第六條 広島県土砂の適正処理に関する条例（平成十六年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

<p>(許可の基準等) 第十九条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 心身の故障により土砂埋立行為を適正に行うことができない者として規則で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ローヌ (略)</p> <p>二一六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(許可の基準等) 第十九条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>ローヌ (略)</p> <p>二一六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
--	--

(広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部改正)

第七条 広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例(平成十八年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠格事由) 第四条 (略)</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>二一五 (略)</p> <p>六 心身の故障により風俗案内の業務を適正に実施することができない者として広島県公安委員会規則(以下「公安委員会規則」という。)で定めるもの</p> <p>七 (略)</p> <p>八 法人で、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者(以下「役員等」という。)のうち第一号から第六号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(届出) 第五条 風俗案内業を行おうとする者は、風俗案内を開始する日の十日前までに当該事業所ごとに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を広島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に届け出なければならぬ。</p> <p>一一五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(欠格事由) 第四条 (略)</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>二一五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 法人で、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者(以下「役員等」という。)のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(届出) 第五条 風俗案内業を行おうとする者は、風俗案内を開始する日の十日前までに当該事業所ごとに、広島県公安委員会規則(以下「公安委員会規則」という。)で定めるところにより、次に掲げる事項を広島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に届け出なければならぬ。</p> <p>一一五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。